

黒滝村財政健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めにより、健全化判断比率の公表を行います。

(単位：％)

標準財政規模	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
794,126 千円	-5.01 (黒字)	-10.97 (黒字)	19.7	79.9
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

法律の概要

健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に公表しなければならない。

実質赤字比率

連結実質赤字比率(全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)

実質公債費比率

将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)

早期健全化基準

比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め、議会の議決を経て、速やかに住民に公表するとともに、総務大臣・県知事へ報告する。また、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、住民に公表する。

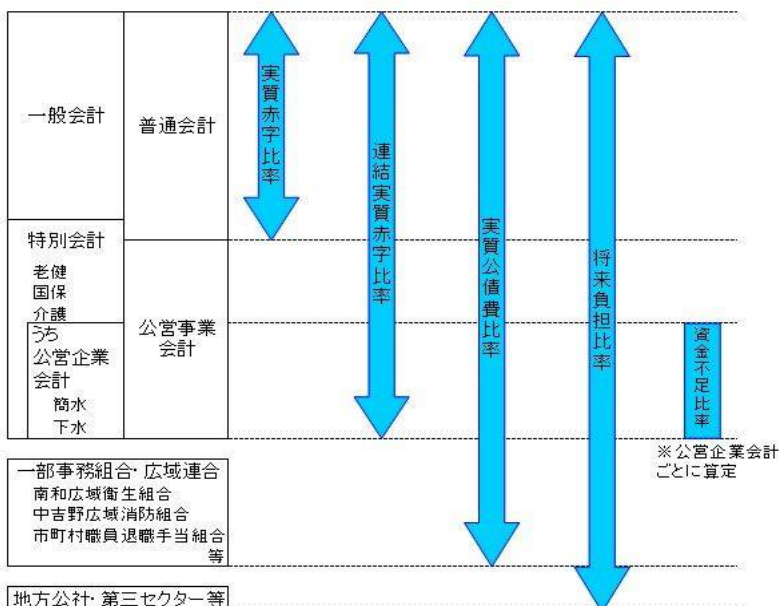
計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は県知事は必要な勧告を行う。

財政再生基準

比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め、議会の議決を経て、速やかに住民に公表するとともに、総務大臣に協議し、同意を求めることができる。また、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、住民に公表する。

計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業を除き地方債の起債ができない。

健全化判断比率等の対象について



外部監査

財政健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

公営企業会計の資金不足比率

現在のところ資金不足の発生はなし。

計画の策定や、外部監査については平成20年度決算から適用される。

黒滝村役場 総務課

62-2031